

第 1 章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

市町村の障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項において、国の障害者基本計画および都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえた上で策定されなければならないと定められています。

国の障害者基本計画（第 3 次）は、より長期的な展望を視野に入れつつ、平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までの概ね 5 年間を対象としています。この計画は、障害者基本法第 1 条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

三重県においては、障害者基本法や障害者自立支援法に基づく国の基本指針に即して「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を平成 24（2012）年度から平成 26（2014）年度までの 3 年間の計画期間として平成 24（2012）年 3 月に策定しています。なお、この計画は三重県障害者計画、三重県障害福祉計画として策定されたものであり、県の障害者施策の基本的方向を定めており、県が取り組む障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策等を明らかにしています。

本市では、平成 22（2010）年 3 月に、ライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」と、障害のある人もない人も共に暮らす社会を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念とし、すべての市民が共に支え合い、すべての市民が暮らしやすい地域社会を実現するために『第三次名張市障害者福祉計画』を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。さらに、『名張市地域福祉計画』を策定し、「福祉のまちづくり」を進めてきました。

国、三重県、名張市がこのような計画を策定している一方で、法制度もめまぐるしく変化してきました。このような法改正に対応した障害者支援の新たな仕組みづくりも重要です。

平成 23（2011）年の障害者基本法の改正においては、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいうゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。また、平成 24（2012）年には、障害者自立支援法を改正して障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定され、さらに、平成 25（2013）年、改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました。また、この間、障害者虐待防止法（障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）、障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が制定されています。

本市においては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的とする『名張市障害福祉計画（平成 24～26 年度）』を平成 24（2012）年 3 月に策定しています。

平成 18（2006）年 6 月には学校教育法等の一部が改正され、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換と、盲・聾・養護学校の「特別支援学校」への転換、小・中学校等における特別支援教育の推進がなされるようになり、平成 19（2007）年 4 月から従来の特殊教育の対象の障害だけでなく発達障害も対象に含めて特別支援教育が開始されました。

こうした状況を踏まえて、この度、本市では障害者基本法に基づき「第四次名張市障害者福祉計画」を策定しました。本計画では、その理念を示すとともに、施策を体系的に整理し、目標達成および課題解決に向けた取組を明らかにしています。

2. 計画の基本理念

本計画は、これまでの計画の理念を継承し、国計画や県計画と同様に、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションと、障害のある人もない人も共に暮らす社会を目指すノーマライゼーションを基本理念としています。また、本計画では、人と人が支え合う「福祉の理想郷」の実現をめざし、本市の風土や特色を活かした地域づくり、担い手づくりを図りながら、自助と共助と公助のバランスに配慮した支え合いの取組を目指しています。

3. 計画の基本目標

国計画では、共生社会の実現に向け、障害者を必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。基本原則として①地域社会における共生等（障害者基本法第 3 条）、②差別の禁止（障害者基本法第 4 条）、③国際的協調（障害者基本法第 5 条）があり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するとしています。

県計画では、①障がいに対する理解の促進、②社会参加の環境づくり、③地域における生活基盤の充実、④権利擁護、⑤特別支援教育の充実、⑥就労の促進、⑦スポーツ・文化活動への参加機会の拡充、⑧障がい福祉サービス等の適切な提供、⑨相談支援体制の整備、⑩保健・医療体制等の充実、⑪防災・防犯対策の推進の施策を設定しています。

本計画では、前計画に引き続き、次の 3 つを基本目標として施策を推進します。

- ①人権尊重に根ざした障害者の主体性と自立性の確立
- ②すべての市民が安心して平等に暮らせる地域社会づくり
- ③市民全員の参加によるノーマライゼーションの実現

4. 計画の性格

本計画は、障害者基本法に定められている市町村障害者計画に相当し、本市における今後の障害者施策の基本方向を示す総合計画です。

本計画における障害者とは、障害者基本法に規定されている障害者をいいます。平成 23（2011）年 8 月改正の障害者基本法では、障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義されています。また、難病（特定疾患）患者等も含めています。

5. 計画の期間

本計画の始期は平成 27（2015）年度とし、終期は平成 31（2019）年度とします。計画期間中に関連法案や諸情勢の変化等によって計画の内容等に影響が生じた場合には、計画の見直しを行います。

6. 計画の重点課題

本計画では、次の 3 つを重点課題として施策を推進します。

①ライフステージに対応した総合的な施策の推進

障害者施策は、保健福祉や医療ならびに就労や生活環境等、多種多様な支援機関によって実施されています。

障害のある人が、乳幼児期～学齢期～成年期～高齢期の各ライフステージにおいて、適切な支援を受けるためには、個々のニーズに応じた一貫した支援を図るための「個別の支援計画」を機能させることが必要であるとともに、支援機関が分野の異なる支援の調整を行い、迅速かつ的確なサービスの提供につなげていくことが重要なことから、障害者のライフステージに対応した総合的な施策展開を推進します。

当市では名張市立病院に「小児救急医療センター」を開設し、小児二次救急受け入れ体制を整え、地域医療支援病院として病院機能の強化充実を図り、子育て支援施策として「名張版ネウボラ事業（※ネウボラ…フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味する。）」を実施し、妊娠から、出産、育児までを切れ目なく支援する体制を整えています。

このような支援体制を生涯にわたるものへと拡充をはかります。

また、少子高齢化の問題等に適切に対応していくために、障害者施策と高齢者施策の連携・融合を推進していきます。

②安心して暮らせる地域社会の構築

障害のある人が、生活する上での課題が増大、多様化する中で、公的なサービスのみで障害のある人

の自立と社会参加を支えていくことは出来ません。障害のある人もない人も、ノーマライゼーションの理念のもとに、市民と行政がお互いの役割と責任を自覚し合いながら「新しい公」を確立し、協働型の社会の構築が求められています。

本市は、障害のある人も障害のない人も、力を合わせて心豊かで安心して暮らせる地域社会を築き上げていく「人間尊重を原点に、自立と支え合いでつくる福祉の理想郷」をまちづくりの基本理念として、施策を推進していきます。

③自立を支援する就労体制の充実

障害のある人の就労意欲の一層の高まりがみられる中、障害のある人が障害のない人と同様に、その能力と適性に合った雇用の場に就くことが出来るような社会が求められています。

障害のある人がその能力や適性に合った自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう地域の障害者福祉に関する機関により支援が進められ、また、特別支援教育により、障害のある生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組への支援も実施されており、福祉、教育の分野におけるこうした動向を踏まえ、障害者の希望や能力に応じて雇用の場を創出していく必要性が高まっています。

本市では平成 20（2008）年度に農業分野への障害者雇用および就業を行うことを目的として、名張市障害者アグリ雇用推進協議会を設立しました。今後は、農業分野において障害のある人と障害のない人が共に働ける環境づくりを進め、ふれあう楽しさと働く喜びの場を創出していきます。